

平成22年 労働者災害補償保険法

〔問 5〕 労災保険法に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)等であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができるが、この未支給の保険給付を受けるべき者の順位として、正しいものは次のうちのどれか。

- A 配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹
- B 子、配偶者、父母、兄弟姉妹、孫、祖父母
- C 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- D 子、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
- E 配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫

第42回(平成22年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

① 選択式試験は、総得点23点以上かつ各科目3点以上(ただし、健康保険法、厚生年金保険法及び社会保険に関する一般常識は2点以上、国民年金法は1点以上)である者

② 択一式試験は、総得点48点以上かつ各科目4点以上である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。

② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

試験科目 \ 出題形式	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)	⑤	①	⑬	⑭	④	E	B	D	B	C	A	C	C	E	B